

独自基準を定めない理由

- 市内の状況として、現行の基準で利用者処遇や事業運営上、特に支障となっている事例はない。また、山間へき地などに属する地域もなく、特に考慮すべき実情はない。
(障害者団体及び事業者団体からも改善を求める意見は特になかった。)

- 人員や設備、運営に関する基準を厳格化する方向で独自基準を定めた場合、事業者が得る報酬については市の裁量が働かないため、事業者の運営に支障がでる可能性が高く、事業者参入を阻害する要因ともなり得る。

- 逆に基準を緩和した場合(「標準とすべき基準」・「参酌すべき基準」のみ)は、利用者処遇の低下を招くこともあり得る。また、人員基準や報酬が連動しないため、必ずしも事業者参入につながらない場合もある。

【事例1】(「従うべき基準」)

省令第171号

第四章 生活介護

第二節 第78条

三 サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

→ 仮に、利用者の数が六十以下でもサービス管理責任者を2人以上配置しなければならないとした場合。報酬については、現行と変わらず、職員配置に係る経費分が、そのまま事業所に転嫁されるため、事業所運営に支障がでる。

【別添資料5】

【事例2】（「標準とすべき基準」）

省令第174号

第7章 就労継続支援A型 第73条

就労継続支援A型事業所は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

→ 就労継続支援A型の職業指導員の数は、事業所ごとに一以上とすると定められているが、この人員基準は緩和できない。このため、仮に最低定員を5人とした場合、定員5人の事業所についても職業指導員を1人以上置くことになってしまう。報酬が変わらず、人員基準に緩和措置を設けられない以上、事業者の運営に支障をきたすことが予想されるため、必ずしも事業者参入につながらない。

【事例3】（「参酌すべき基準」）

省令第172号

第2章 第3節 第37条

従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

→ 適正な利用者処遇を維持するための最低の基準であると考えられるため、緩和すれば、利用者処遇に著しい不利益を与える。